長期所得補償プラン

団体長期障害所得補償保険
引受保険会社：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

特 長

●掛金がお手頃
JTBグループのスケールメリットで割安な掛金で加入できます。
（個人で加入されるより掛金が団体割引25%適用でお得となります。）
※配当金はありません。

●「天災危険補償特約」がセットされています。地震・噴火・津波によって被った身体障害による就業障害の場合にも保険金をお支払いします。

●「精神障害補償特約」がセットされています。躁うつ病等の精神障害による就業障害の場合にも最長で2年間所得を補償します。

●病気やケガで働けなくなった場合の収入を補償（181日以上の長期休職）
業務上、業務外を問わず24時間補償します。入院中・在宅療養中も補償します。

●最長60歳まで補償
月額最高5万円、10万円、15万円、20万円を補償します。
退職後や一部職場復帰後も補償します。
（ただし、所定の要件を満たす必要がございます。詳しくは当パンフレットのP21～22をご覧ください。）
※口数（1口～4口）×5万円×12が年収の40%以内になるように設定してください。
※給付期間は60歳に達した日（＊）の属する月末までとなります。ただし、免責期間の終了日の翌日から60歳に達した日の属する月末までの期間が3年に満たない被保険者については、給付期間を3年とします。（＊）60歳に達した日とは、60歳の誕生日の前日をいいます。
※所定の精神障害による就業障害に対する給付期間は、最長2年間となります。

給付金額と月払掛金

●現在ご加入の方で、給付金額（月額）の変更なしの方は自動継続となりますので、お手続きは不要です。
●精神障害補償特約（給付期間最長2年）セット
●天災危険補償特約セット

加入タイプ：G

（掛金の単位：円）

加入口数			1口	2口	3口	4口
給付金額（月額）			5万円	10万円	15万円	20万円
男女別月払掛金（2027年1月1日時点の満年齢です）	15～24歳	男性	333	666	999	1,332
		女性	219	438	657	876
	25～29歳	男性	342	684	1,026	1,368
		女性	287	574	861	1,148
	30～34歳	男性	368	736	1,104	1,472
		女性	376	752	1,128	1,504
	35～39歳	男性	443	886	1,329	1,772
		女性	534	1,068	1,602	2,136
	40～44歳	男性	635	1,270	1,905	2,540
		女性	832	1,664	2,496	3,328
	45～49歳	男性	865	1,730	2,595	3,460
		女性	1,110	2,220	3,330	4,440
	50～54歳	男性	1,046	2,092	3,138	4,184
		女性	1,239	2,478	3,717	4,956
	55～59歳	男性	985	1,970	2,955	3,940
		女性	1,034	2,068	3,102	4,136

※免責期間（補償されない期間）は180日です。
※この掛金は、団体割引25%(被保険者が5,000名以上10,000名未満）を適用しております。
※過去の損害率による保険料率の変更に伴い、掛金が変更となっております。

ご本人が病気やケガで働けなくなった場合の収入を長期にわたって補償する保険です。

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金のご説明」(P21～22)をご確認ください。

給付イメージ図

就業障害発生から180日経過後より、
最長60歳まで長期にわたり給付金をお支払いします。

【ご加入例】

給付期間：最長60歳まで 免責期間：180日 給付金月額：10万円（2口）	★35歳男性 2口加入の場合（給付金月額10万円） 月払掛金 886 円 ※給付金月額の設定（下記算式の「引受限度」内で給付金月額を設定してください） 算式:年間の勤労所得額×(1÷12)×40% ー他の所得補償保険金額=引受限度額

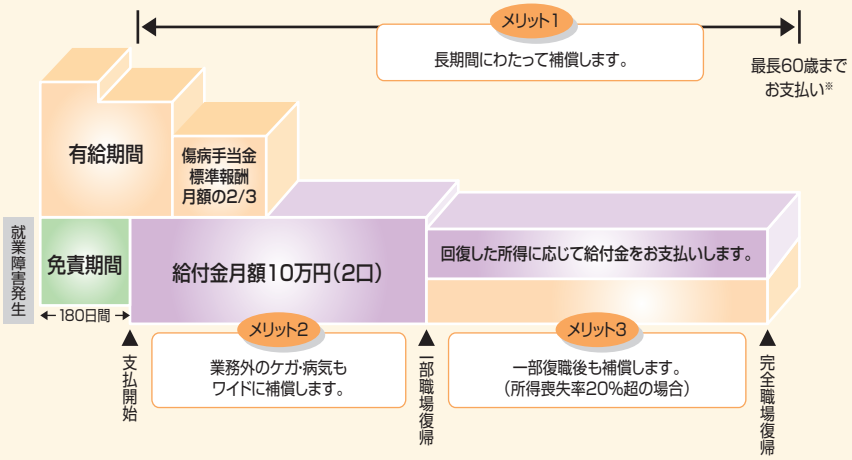

※精神障害による就業障害につきましては、免責期間終了日の翌日から起算して、最長2年間が給付金お支払いの限度となります。
※給付期間は60歳に達した日(＊)の属する月末までとなります。ただし、免責期間の終了日の翌日から60歳に達した日の属する月末までの期間が3年に満たない被保険者については、給付期間を3年とします。(＊)60歳に達した日とは、60歳の誕生日の前日をいいます。
(例)58歳で就業障害が発生した場合、免責期間(180日)の終了日の翌日から60歳に達した日の属する月末までの期間が3年に満たないため、給付期間は3年となります(60歳を超えても給付が続きます)。

<就労支援トータルサービスのご案内>
長期所得補償プランに加入された被保険者(補償の対象となる方)は、以下のサービスをご利用いただけます。

- ■メンタルご相談(メンタル相談サポート／メンタルITサポート)
- ■健康・医療・介護ご相談(健康・医療・介護のご相談／セルフ健康診断サポート／病院情報のご提供)
- ■各種手続きご相談(税務・フィナンシャルサポート／公的給付申請サポート／福祉情報のご提供)

※サービスをご利用いただける方は被保険者(補償の対象となる方)となります。
※保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。
※サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。
※サービスは、保険期間終了後はご利用いただけません。
※サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。
※サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社がご提供します。
※上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、上記コードより「団体長期障害所得補償保険サービスのご案内」を読み込みご確認ください。コードからご確認できない場合は取扱代理店または引受保険会社にご確認ください。

GN20D010086

病気・ケガによる就業障害データ

■ 生活保護を受ける理由

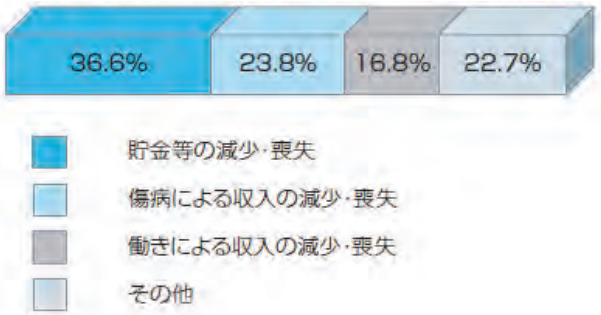

「令和2年度 厚生統計要覧」より引受保険会社作成　出典／厚生労働省

生活保護を開始する理由は傷病によるものが大きい

病気やケガにより休職となった場合、収入が減少し、住宅ローンが払えなくなるなど、ご家族が安心して暮らせる環境ではなくなってしまいかねません。
健保組合からの補償等、社会保険による補償はありますが、期間や金額も限られており(傷病手当金の場合1年6か月、標準報酬月額の3分の2)、長期に及んだ場合の不足分は、ご自身で準備しなければなりません。

※当パンフレットにおいては、「保険料」を「掛金」、「保険金額(ご契約金額)」を「給付金額」、「てん補期間」を「給付期間」、「保険金」を「給付金」と記載しております。
※このパンフレットは団体長期障害所得補償保険の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明　契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。
※この保険はJTB共済組合を保険契約者とし、JTB共済組合の組合員を加入者とする団体長期障害所得補償保険の団体契約です。団体長期障害所得補償保険ご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者(JTB共済組合)に交付されます。

長期所得補償プラン　取扱内容

■加入資格

2027年1月1日において満15歳以上、満59歳以下かつ告知日時点で正常に勤務されているJTB共済組合員ご本人。ケガまたは病気により休職されている方や業務内容・範囲等が制限されている方は新規でのご加入はできません。

（注）健康状態告知書質問事項の回答内容や申込事項（年齢・他保険加入状況・保険金請求歴等）等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

■保険期間（ご契約期間）

2027年1月1日午後4時～2028年1月1日午後4時までの1年です。

■掛金払込方法

毎月の給与から控除します。（3月給与から控除開始）

■税法上の取扱い

払い込んでいただいた掛金のうち、所定の金額については、税法上の生命保険料控除（介護医療保険料控除）の対象となります。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

※上記「税法上の取扱い」は、今後の税制改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。

■退職時のお取扱い

退職の場合は脱退となります。

■自動継続について

ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出がない限り、ご継続時満59歳まで保険契約の満了する日と同一内容で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日現在の被保険者の年齢および保険料率によって計算されます。

（ご注意）保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。

お支払いする保険金のご説明【団体長期障害所得補償保険】

団体長期障害所得補償保険の普通保険約款、特約または協定事項明細書（協定書）（以下、「協定書」といいます）の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）または協定書をご参照ください。
※ご契約のしおり（普通保険約款・特約）および協定書は保険契約者に交付されます。

普通保険約款の補償内容

＜ご注意＞
被保険者またはそのご家族が加入されている他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。
補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。
補償内容の差異や保険金額等を確認し、契約の要否を判断のうえ、ご加入ください。
※　複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

1.被保険者（補償の対象となる方）が身体障害を被り、その直接の結果として保険期間中に就業障害が開始した場合に限り、てん補期間中の就業障害である期間に対して、保険金の算出の基礎となる支払基礎所得額を基に普通保険約款、協定書記載の方法により算出した額を保険金としてお支払いします。
2.被保険者は協定書に規定された方となります。
3.保険金支払対象外の身体障害の影響などにより、保険金を支払うべき身体障害の程度が大きくなった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
身体障害により、就業障害となった場合	てん補期間中の就業障害である期間1か月につき、次の額をお支払いします。 支払基礎所得額 × 所得喪失率 × 約定給付率（100%） ※お支払いする保険金の額は、てん補期間中の就業障害である期間1か月について、協定書に定める最高保険金支払月額を限度とします。 ※協定書に定めるてん補期間を限度とします。 ※支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額を超える場合は、平均月間所得額を約定給付率で割った額を支払基礎所得額とします。 ※てん補期間中における就業障害である期間が1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。 ※同一の身体障害により、免責期間を超える就業障害が終了した日からその日を含めて6か月以内に再び就業障害となった場合は、前の就業障害と同一の就業障害として取り扱います。 ※保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*)の合計額が、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額を超えるときは、下記の額を就業障害である期間1か月あたりの保険金としてお支払いします。 ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額(*) ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額から、他の保険契約等から支払われた就業障害である期間1か月あたりの保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額(*)を限度とします。 (*)他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。	(1)新規加入日から12か月以内に就業障害になった場合、就業障害の原因となった身体障害について、新規加入日前12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき、治療のために服薬していたとき、または、通常は医師に診察を受けるような症状が現れていたときは、保険金をお支払いできません。 (2)次のいずれかの就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によって被った身体障害による就業障害 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって被った身体障害による就業障害 ③治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって被った身体障害による就業障害 ④戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動によって被った身体障害による就業障害※1 ⑤地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った身体障害による就業障害※2 ⑥核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性によって被った身体障害による就業障害 ⑦上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染によって被った身体障害による就業障害 ⑧むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないものによる就業障害※3 ⑨被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被ったケガによる就業障害 ア.法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ.道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ⑩被保険者が被った精神障害を原因として発生した就業障害※4 ⑪被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって被った身体障害による就業障害 ⑫発熱等の他覚的症状のない感染による就業障害※5 など

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		(3)健康に関する告知の回答内容等により補償対象外となっている病気等（保険証券等に記載されます。）による就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。 ※1 テロ行為によって発生した身体障害に関しては、自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2「天災危険補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。 ※3 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 ※4「精神障害補償特約」がセットされた場合、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目(*)中の次の分類番号に該当する精神障害（統合失調症、躁(そう)病、うつ病等）を原因として発生した就業障害は保険金のお支払い対象となります。 (1)F04～F09 (2)F20～F51 (3)F53～F54 (4)F59～F63 (5)F68～F69 (6)F84～F89 (7)F91～F92 (8)F95 (9)F99 (*)分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年度版)準拠」によります。 ※5 病原体が生体内に侵入、定着、増殖することをいいます。

＜用語の説明＞

【回復所得額】とは
免責期間開始以降に業務に復帰して得た所得の額をいいます。ただし、免責期間開始時点と比べて物価の変動があった場合には、物価の変動による影響がなかったものとして算出します。

【最高保険金支払月額】とは
１被保険者について、１か月あたりの保険金支払の最高限度となる協定書に記載された金額をいいます。

【支払基礎所得額】とは
保険金の算出の基礎となる額をいい、［1口あたり保険金額］×［加入口数］によって算出した額となります。

【所得】とは
業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害となることにより支出を免れる金額を差し引いたものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は所得に含みません。

【所得喪失率】とは
次の算式によって算出された割合をいいます。

$$\text{割合} = 1 - \frac{\text{免責期間終了日の翌日から起算した各月における回復所得額}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}$$

ただし、所得の額につき給与体系の著しい変動その他の特殊な事情の影響があった場合、または身体障害の程度や収入の状況の勘案が必要な場合は、所得喪失率の算出につき公正な調整を行うものとします。

【就業障害】とは
被保険者が身体障害を被り、その直接の結果として就業に支障が発生している協定書に記載された状態をいいます。
てん補期間開始後においては、身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%超であることをいいます。
免責期間中においては、被保険者の経験・能力に応じたいかなる業務にも従事できない状態をいいます。
なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業障害とはいいません。

【身体障害】とは
傷害（「ケガ」といいます）および疾病（「病気」といいます）をいいます。また、ケガにはケガの原因となった事故を含みます。

【他の保険契約等】とは
この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

【てん補期間】とは
引受保険会社が保険金をお支払いする限度とする期間で、免責期間終了日の翌日からその日を含めて協定書に記載された期間をいいます。
「精神障害補償特約」がセットされた場合、この特約による保険金のお支払いは、基本契約のてん補期間にかかわらず、免責期間終了日の翌日から起算して「24か月」が限度です。

【免責期間】とは
保険金をお支払いできない協定書に記載された就業障害が継続する期間をいいます。

【平均月間所得額】とは
被保険者の就業障害が開始した日の属する月の直前12か月について、以下のとおり計算した額をいいます。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。

$$\text{平均月間所得額} = \frac{(\text{年間収入額※1}) - (\text{働けなくなったことにより支出を免れる金額※2})}{12(\text{か月})}$$

※1 給与所得、事業所得または原稿料等の雑所得に係る税引き前の収入で、利子所得、配当所得、不動産所得等は含みません。就労の有無にかかわらず得られる役員報酬等がある場合にはこれも含みません。
※2 被保険者が事業所得者の場合は、その事業に要する経費のうち、接待交際費・旅費交通費などをいいます。

【約定給付率】とは
保険金の算出の基礎となる協定書に記載された率をいいます。

この保険契約はあいおいニッセイ同和損害保険株式会社と東京海上日動火災保険株式会社による共同保険契約であり、各引受保険会社は分担割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。引受幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金のお支払いその他の業務を行っております。
現在のご契約の分担割合は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社60%、東京海上日動火災保険株式会社40%ですが、実際に引受を行う保険会社およびその分担割合は変更になる可能性がございます。これらに係る確定内容に関しましては、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせ願います。

（取扱代理店）東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社
〒103-0027 東京都中央区日本橋1-19-1
日本橋ダイヤビルディング8F
TEL：0120-981-756

（引受幹事保険会社）あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 東京企業営業第六部 営業第一課
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 4-6
TEL：050-3461-0076 FAX：03-6748-7876

【お申込み手続き】
専用webサイトにてご自身でお手続きください。（加入内容を変更されない場合も全員、専用webサイトにてご確認ください。）
●新規に加入される方・その他内容の変更（脱退を含みます。）がある方
専用webサイトからお手続きください。
専用webサイトでお手続きができない方は、「加入申込票」を東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社　JTB営業部へご提出ください。
新規加入されない方、内容に変更のない方は、お手続きは必要ありません。
他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として専用webサイトより入力もしくは加入申込票に記入していただきます。正しく申告していただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。

〈JTB共済組合と引受保険会社からのお知らせ〉
本保険契約に関する個人情報について、JTB共済組合または、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。
【個人情報の取扱いについて】
本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社（海外にあるものを含みます）が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等（いずれも海外にあるものを含みます）に提供することがあります。
ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）より、利用目的が限定されます。
詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険（株）のホームページ（https://www.aioinissaydowa.co.jp/）をご覧ください。

特に重要なお知らせ

●ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。
●ご加入前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いします。

今年度より重要事項のご説明・健康状態告知についてのご案内については、下記コードもしくはURLよりご確認ください。
ご確認できない場合は取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。

共済医療保障プラン
（団体総合生活補償保険）

重要事項のご説明
GN24-300732
https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/ds_j_GN24-300732.pdf

健康状態告知についてのご案内
GN24-300793
https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/ds_k_GN24-300793.pdf

長期所得補償プラン
（団体長期障害所得補償保険）

重要事項のご説明
GN25-300655
https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/gl_j_GN25-300655.pdf

健康状態告知についてのご案内
GN25-300015
https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/gl_k_GN25-300015.pdf

（2026年8月承認）A26-101351